

身体的拘束等の適正化のための指針

1. 基本指針

身体拘束は行わない事が原則であるが、利用者様の生命の安全を第一に考慮し、安全に療養を継続するために行う。よりよい医療やケアの提供を目指しサービス提供に努める。

2. 身体拘束発生時の対応に関する基本方針

緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その状態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。「切迫性」「非代替性」「一時性」の要件を満たし、緊急やむを得ない場合と認められた場合に行う。

(1) やむを得ず身体拘束を行う場合の要件

① 切迫性

利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。「切迫性」を判断する場合には、身体拘束を行うことにより、利用者の日常生活等に与える影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行う事が必要となるまで、利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高い事を確認する必要がある

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替するケアの方法がないこと。「非代替性」を判断する場合には、いかなる場合でも、まずは身体拘束を行わずにケアするすべての方法の可能性を検討し、利用者当の生命又は身体を保護するという観点からほかに代替手法が存在しないことを複数の職員で確認する必要がある。また、拘束の方法も、利用者の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択しなければならない

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。「一時性」を判断する場合には、利用者の状態等に応じて必要な最も短い時間を想定する必要がある

3. 身体拘束にあたる具体的行為

- (1) 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- (6) 車椅子や椅子から落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- (9) 迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。

(10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。

(11) 自分の意志で開くことのできない居室等に隔離する。

4. 身体的拘束等の適正化のための具体的措置

(1) 身体的拘束等の適正化を目的として「身体的拘束等の適正化対策委員会」を設置

①委員会の運営責任者は管理者が務める

② 委員会の委員は、職員全員とする

(2) 身体的拘束等の適正化対策委員会の開催

① 委員会は委員長の招集により年2回以上開催する

② 身体的拘束事案発生等、必要な際は随時委員会を開催する

(3) 委員会の役割

① 身体的拘束等の適正化のための指針等の整備

② 身体的拘束等の適正化を目的とした職員研修の企画・推進

③ 身体的拘束の必然性

④ 身体拘束等の事例の集計・分析

⑤ 身体拘束等の適正化策の検討、実施及び実施後の検証

⑥ やむを得ず身体拘束を行った場合の記録(態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由)の整備状況の確認等

⑥ 職員への周知

(4) 身体的拘束等の適正化の担当者の選任

身体的拘束等の適正化の担当者は管理者とする

5. 身体的拘束等の適正化のための職員研修

(1) 身体拘束等の適正化の職員研修を、原則年2回以上及び職員採用時に実施する(但し、高齢者虐待防止のための職員研修を併せて実施してもよい)

(2) 研修を通して、従業者の人権に対する意識の向上、身体的拘束等を行わないための工夫の発見に役立たせる

6. 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

(1) 身体拘束等を行う必要性が生じた場合は、管理者へ報告し、身体拘束等の可否の判断を仰ぐ

(2) 身体的拘束を行うことについて緊急性がある場合は、管理者が緊急措置として身体的拘束を指示することができる。ただし、事後・速やかに身体的拘束等の適正化対策委員会において必要性及び継続性等について検討する

(3) 身体的拘束等を行うまでに時間がある場合は、身体的拘束等の適正化対策委員会において検討する

(4) 身体的拘束等の適正化対策委員会に提案する場合は、別紙1を用いる。

- (5) 委員会において身体拘束等の必要性を認めなかった場合は、身体拘束等以外の方法 を提案する。
- (6) 委員会において身体拘束等の必要性を認めた場合は、別紙2を用いて、利用者又は ご家族若しくは
両方に説明をし、同意を得る。同意を得られなかった場合はその理 由を記載する。
- (7) やむを得ず身体拘束を行った場合は、カンファレンスを開催して、結果を別紙3に記録する

身体的拘束申請書(新規申請・事後申請)

身体的拘束等の適正化対策委員会 殿

下記に掲げる理由のため、利用者（ ）氏について、下記に掲げる身体的拘束を行う必要があるため、下記の通り申請します。

_____年_____月_____日
部署_____氏名_____

1. 下記のいずれも満たしている。

- A 入所者（利用者）本人又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
- B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない。
- C 身体拘束その他の行動制限が一時的である。

2.理由、拘束の方法等

個別の状況による拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 (場所、行為(部位・内容))	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	月 日 時から 月 日 時まで

様

- 1.あなたの状態が下記の ABC をすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の拘束を行います。
- 2.ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- A 入所者（利用者）本人又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
- B 身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない。
- C 身体拘束その他の行動制限が一時的である。

個別の状況による 拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 (場所、行為（部位・内容）)	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	月 日 時から 月 日 時から

上記の通り実施いたします。

年 月 日

事業所名 _____

代表者 _____

記録者 _____

(利用者・ご家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしました。	同意を得られない場合（理由）
年 月 日 氏名 _____ 本人との続柄（ _____ ）	

